

様式第十四（第50条関係）

一 用紙

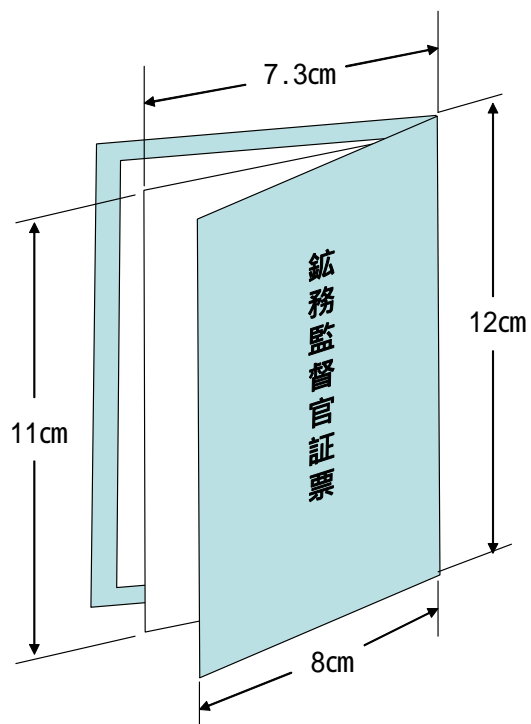
(イ) 外装

(革ケース入)

(横八センチメートル縦二二センチメートル)

(ロ) 大きさ

(横七・三センチメートル縦一一センチメートル)



第 号
鈹務監督官 氏 名
鈹務監督官の証
年 月 日交付
経済産業省印

4センチメートル
写 真
5センチメートル
経済産業省印

鉱山保安法摘要

(鉱務監督官の権限)

第四十八条 鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火気の取扱いその他鉱業の実施の方法が、この法律又はこの法律に基づく経済産業省令に違反し、かつ、保安に関し急迫の危険があるときは、
 鉱務監督官は、第三十六条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

2 鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことに
より保安に関し急迫の危険があるときは、
 鉱務監督官は、第三十七条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

3 被災者を救出するため緊急の必要があるときは、
 鉱務監督官は、第三十八条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

4 前三項の規定により鉱務監督官がした命令は、
 産業保安監督部長が第三十六条から第三十八条までの規定によりしたものとみなす。

第四十九条 鉱務監督官は、この法律違反の罪について、
 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

第三十六条 産業保安監督部長は、
 鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火気の取扱いその他鉱業の実施の方法が、
 この法律又はこの法律に基づく経済産業省令に違反していると認めるときは、
 鉱業権者

に対し、その施設の使用の停止、改造、修理若しくは移転又は鉱業の実施の方法の指定その他保安のため必要な事項を命ずることができる。

第三十七条 産業保安監督部長は、鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安（侵掘した場所における鉱物の掘採に関する人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全及び鉱害の防止を含む。以下本条及び第四十八条第二項において同じ。）を害し、又はそのおそれがあると認めるときは、鉱業権者に対し、侵掘した場所の閉鎖その他保安のため必要な事項を命ずることができる。

第三十八条 産業保安監督部長は、鉱山（侵掘した場所を含む。）における被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉱業権者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第六十条 第十一条第二項、第三十三条第二項、第三十四条から第三十八条まで又は第三十九条第一項の規定による命令又は処分に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

注意

- 一 本証票は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 二 本証票は、鉱務監督官たる身分を失つたときは、直ちに本証票を、本省の鉱務監督官にあつては商務流通保安審議官に、産業保安監督部の鉱務監督官にあつては所属産業保安監督部長（産業保安監督部の支部に属する場合にあつては支部長）を経由して商務流通保安審議官に、那覇産業保安監督事務所の鉱務監督官にあつては那覇産業保安監督事務所長を経由して商務流通保安審議官に、提出しなければならぬ。
- 三 本証票を亡失したときは、直ちに事由を付してその旨を、本省の鉱務監督官にあつては商務流通保安審議官に、産業保安監督部の鉱務監督官にあつては所属産業保安産業保安監督部長（産業保安監督部の支部に属する場合にあつては支部長）を経由して、那覇産業保安監督事務所の鉱務監督官にあつては那覇産業保安監督事務所長を経由して、商務流通保安審議官に届け出なければならない。